

ひとり親家庭のみなさんへ

高等職業訓練促進等給付金事業

生活の安定につながる資格を取得したい方！

専門学校等で修業する期間

生活費の負担軽減を図ります



《問い合わせ先》

掛川市役所（掛川市長谷一丁目 1 番地の 1）

こども政策課こども家庭給付係

☎0537-21-1144

令和7年11月

対象者

市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親で、次の①～⑤の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている又は申請者が同等の所得水準にあること。
※新たに支給を開始する方も、継続して支給を受ける方も、所得が所得水準を超えていた場合であっても、前年所得が該当するのであればその後1年に限り支給を受けることができます。
(1月～7月までの申請については、前々年所得が所得水準を超えていた場合であっても3年前の所得が該当するのであれば1年に限り支給を受けることができます。)
- ② 就職の際に有利でかつ生活の安定に資する資格であって、かつ6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ③ 「就業と修業」又は「育児と修業」の両立が困難であること。
- ④ 過去に本事業の給付金を受給していないこと。
- ⑤ 給付目的が同様の給付金等の支給を受けていないこと。

対象資格（訓練促進給付金・修了支援給付金）

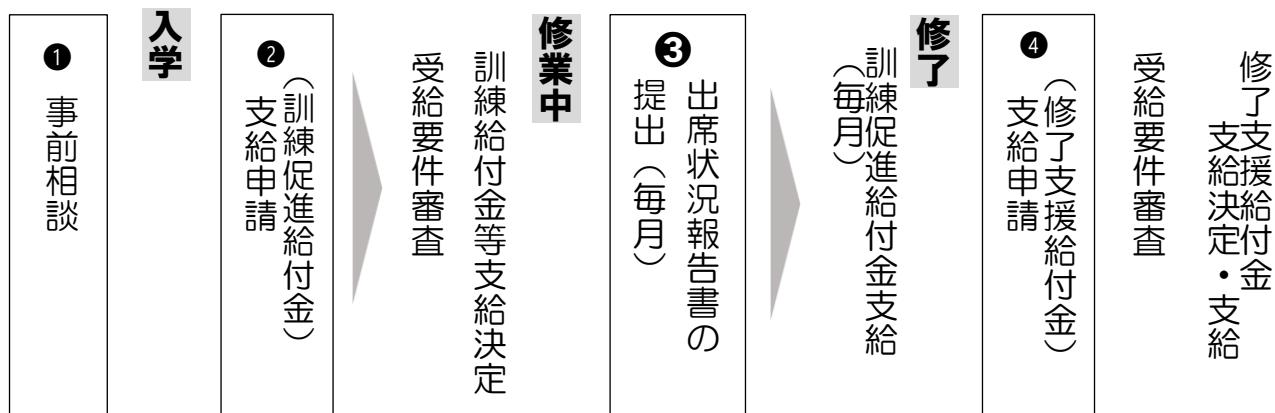
看護師	准看護師	理学療法士	作業療法士
介護福祉士	歯科衛生士	美容師	社会福祉士
保育士	調理師	デジタル分野等 民間資格	その他

支給額

区分	【修業中】訓練促進給付金	【修業後】修了支援給付金
住民税課税世帯	月額 7万500円 ^(注1)	2万5,000円
住民税非課税世帯	月額 10万円 ^(注1)	5万円

注1：修了までの最後の12か月については、訓練促進給付金の月額に4万円加算して支給します。

手続きの流れ



① 事前相談

給付金の支給を受けるには事前相談が必要です。当該事業の支給を受けたい方は必ず事前に掛川市こども政策課までご相談ください。

② 支給申請（訓練促進給付金）

専門学校等の養成機関に入学後「高等職業訓練促進等給付金支給申請書」とともに、下記①～⑨の書類を提出してください。

※児童扶養手当証書をお持ちでない方や、児童扶養手当証書をお持ちで8月～10月に申請する方は、他の書類の提出が必要な場合があります。

市で確認ができる書類は、申請者の承諾により提出が省略できる場合があります。

- ① 申請者とその児童の戸籍謄本又は抄本
- ② 児童扶養手当証書の写し（受給している場合）
- ③ 所得証明書（市で確認ができる場合は省略可）^{（注2）}
- ④ 課税証明書又は住民税の非課税証明書（市で確認ができる場合は省略可）^{（注2）}
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 養成機関のカリキュラム・パンフレット等
- ⑦ 履修計画書 ※オンライン学習^{（注3）} や通信制の場合に必要です。
- ⑧ 申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- ⑨ マイナンバーが確認できるもの ※同居親族のマイナンバーも必要です。

注2：1月から7月までに申請する場合は前年度、8月から12月までに申請する場合は今年度のもの

注3：インターネット環境を利用する修業形態で、同時かつ双方向に行われるものであって、自宅を含む、講座を行う教室等以外の場所で履修する学習です。

③ 出席状況報告書の提出（毎月）

- ・給付金を受給するため、出席状況報告書を毎月10日までに提出してください（受講していることを確認します）。
- ・訓練促進給付金は、月単位で支給します。
- ・その月で1日も養成機関に出席または受講しなかった場合、その月の給付金は支給しないものとします（夏期休暇等年間の教育課程に取り込まれているものを除く）。
- ・訓練促進給付金は、支給申請のあった月から支給し、支給事由が消滅した月で終わります（上限4年）。

★ 該当する場合に提出が必要となります。

○複数年修学する場合

学年が修了する時に、「修得単位証明書」を提出してください。

○支給額に変更が生じる場合

受給者若しくは同居親族の住民税の課税状況が変わったとき（世帯状況の変更や税更正など）は、「支給額変更申請」の提出が必要となります。必ずご連絡ください。

○次のいずれかに該当する場合

該当した日から起算して14日以内に「資格喪失届」の提出が必要となります。必ずご連絡ください。

- ・母子家庭の母または父子家庭の父でなくなった
- ・掛川市に住所を有しなくなった
- ・修業を取りやめた等、支給要件に該当しなくなった

④ 支給申請（修了支援給付金）

修業修了後は、修了支援金を支給します。修了日から起算して30日以内に申請書とともに、下記①～⑦の書類を提出してください。

※児童扶養手当証書をお持ちでない方や、児童扶養手当証書をお持ちで8月～10月に申請する方は、他の書類の提出が必要な場合があります。

市で確認ができる書類は、申請者の承諾により提出が省略できる場合があります。

- ① 申請者とその児童の戸籍謄本又は抄本
- ② 児童扶養手当証書の写し（受給している場合）
- ③ 所得証明書（市で確認ができる場合は省略可）^{（注2）}
- ④ 課税証明書又は住民税の非課税証明書（市で確認ができる場合は省略可）^{（注2）}
- ⑤ 修了証明書の写し
- ⑥ 申請者名義の振込先確認ができるもの
- ⑦ マイナンバーが確認できるもの ※同居親族のマイナンバーも必要です。

注意事項

- ・児童が訓練修了前に20歳になる場合、その児童が20歳を迎える前日の属する月までが支給対象になります。